

福祉文教委員会会議録

開閉日時 平成22年12月15日(水) 午前10時00分～午後1時32分
(休憩 午前11時03分～午前11時13分)
(休憩 午前11時54分～午後 0時58分)

会 場 委員会室

1. 出席者

3 番 杉浦敏和、 4 番 北川広人、 6 番 磯貝正隆、
8 番 内藤皓嗣、 1 2 番 水野金光、 1 3 番 内藤とし子、
1 5 番 岡本邦彦、 1 7 番 小嶋克文
オブザーバー 議長

2. 欠席者

な し

3. 傍聴者

1 番 幸前信雄、 2 番 杉浦辰夫、 5 番 鈴木勝彦、
9 番 神谷ルミ、 1 0 番 寺田正人、 1 4 番 井端清則、
1 6 番 神谷 宏

4. 説明のため出席した者

市長、杉浦副市長（1回目の休憩時より出席）、後藤副市長、教育長、
危機管理GL、危機管理G主幹
地域協働部長、地域政策GL、地域政策G主幹、財務評価GL、
福祉部長、介護保険GL、地域福祉GL、保健福祉GL、
保健福祉G主幹、
こども未来部長、こども育成GL、文化スポーツGL、
学校経営GL、学校経営G主幹

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記 1 名

6. 付議事項

- (1) 議案第 5 4 号 高浜市自治基本条例の制定について
- (2) 議案第 5 5 号 高浜市議会の議決すべき事件を定める条例の一部改正について
- (3) 議案第 5 6 号 平成 2 2 年度高浜市一般会計補正予算（第 3 回）
- (4) 議案第 5 9 号 平成 2 2 年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第 2 回）
- (5) 議案第 6 2 号 平成 2 2 年度高浜市一般会計補正予算（第 4 回）
- (6) 陳情第 1 4 号 社会保障の施策拡充についての陳情
- (7) 陳情第 1 5 号 保育制度改革に関する意見書提出を求める陳情

7. 会議経過

委員長挨拶

市長挨拶

委員長 去る 1 2 月 1 0 日の本会議におきまして、当委員会に付託となりました案件は、既に配布されております議案付託表のとおり、議案 5 件及び陳情 2 件であります。当委員会の議事は、議案付託表の順序により逐次進めてまいりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

異 議 な し

委員長 御異議なしと認め、これより議案付託表の順序により、会議を行います。次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、委員長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

異 議 な し

委員長 御異議なしと認め、副委員長の杉浦敏和委員を指名いたします。それでは、当局のほうから説明を加えることがあれば願います。

地域協働部長 特にございません。

《質 疑》

(1) 議案第54号 高浜市自治基本条例の制定について

委員長 本案に対しましては、水野委員から修正案が提出されておりますので、ここで提出者の説明を求めます。

説(12) それでは議案第54号、高浜市自治基本条例に対する修正案の説明を行います。修正についての、私から提出したこの書類と議案第54号を参照していただきたいと思えます。今回高浜市が、自治基本条例を制定し、今後の高浜市が目指す方向を明確にしようとしていることは、大いに歓迎するところであり、この自治基本条例を制定するにあたり、市職員を含む148人で構成する市民会議のメンバーが中心になり、自治基本条例を含む高浜の将来ビジョンを策定してきたことに敬意を表すものであります。そしてこの自治基本条例の目指す心意気を尊重し、高浜市のよって立つ位置を、目指す方向を一層鮮明にするために、修正案を提案させていただきました。その内容について、逐次説明いたします。まず前文についてであります。これは議案の2ページになりますかね、上から4行目のところではありますが、高浜市の自治基本条例の前文中、条例議案でいきますと、この2ページの裏、4行目のところにあります、そこでというところからまちづくりの間に、最高規範である高浜市の自治基本条例が目指す方向とそれから位置づけというのかね、これを明確にするために、そこでとまちづくりの間に、日本国憲法に定める地方自治の本旨を実現するために、ということで明確に高浜市の方向を位置づける必要があるではないか、ということで、新旧対照表の提案の3枚目に修正後と修正前がありますが、そういうふうにアンダーラインの引いてあるように修正を加えていただきたい

というのが提案の一つ目であります。次に第2条、ここでは用語の定義というのか、用語というくくりで説明が入っておるわけですが、その中の1が市民ということで、原案では市民は市内に住む者、働く者、または学ぶ者及び市内で事業または活動を行う者、そして(2)内で法人その他の団体を含めますということで、原案では個人と団体を含めて市民という定義になっておるわけですが、これは定義上かなり無理があるんじゃないかということで、1の部分ではほぼ原案の内容で団体ははずすという趣旨で、私どもの修正案では市民は市内に住む者、働く者、または学ぶ者及び市内で活動を行う者をいいます。活動というのは、営利、非営利を含めて全ての活動、市内にかかわりある人は全てを対象にするということで個人を定義するということで、次に原案では(2)行政になってますが、その間にもう一つ、一項を加えるということで、この提案をさせていただいているのは、新旧対照表では(2)で事業者等という項目を起こして、市内において営利または非営利の活動、公共的活動、その他の活動を営む団体をいいます、ということで、団体を市内に関係のある団体全てをこの(2)で位置づける、ということで、3、4、5以降については、原案の(2)、(3)、(4)をそのまま各条を繰り下げる、という修正案であります。次に第8条、ここは今の団体をこの事業者等ということで、定義したことと関係してですが、8条につきましては、事業者の役割と責務というのが原案ですが、団体全てをとということで、事業者等ということで、修正案は事業者の後に等を加えるという修正になっております。ということとそれから、これが8条ですね。次に16条について、ここはこの地域内分権の推進ということで位置づけられて、原案については、行政は地域を構成する市民はお互いに支え合いながら、安心して暮らすことのできる地域社会を実現するため、地域のことは地域の市民が自ら考え、実行するための施策を講じるとともに、地域の自主性、主体性を尊重し、お互いに補完し合いながらまちづくりを行います、というふうにされておるわけですが、ここはこのいわゆる地域のいろんな計画について、地域が全てを行うような印象を与える文言になってるんじゃないかということで、地域の自主性、尊重はもちろん重要な柱で、そこは位置づけるとともに、非常に明快にするということで修正案については、行政は地域を構成する市民がお

互いに支え合いながら、安心して暮らすことができる地域社会を実現するために、地域の自主性、主体性を尊重したまちづくりを行います、ということで、この条文の整理を図るということ、提案をさせていただいております。次に18条の関係であります、地域計画、これは議案、18条によりますと、2の項目で、行政は、市政運営にあたり、地域計画を尊重します、ということで、あらゆる市の行政の計画は地域計画を尊重ということで、無条件にそこが先にくるような位置づけになるということで、これはこの市の行政全体についていうと、今、つくっている総合計画というものが大きな柱としてあるわけで、そういうものとの関係をやっぱり位置づけることが、このいわゆる基本条例、位置づけとしては正確な位置づけになるのではないかとということで、私どもの修正案では、行政は、市政運営にあたり、地域計画と総合計画との総合性を図らなければなりません、ということで、前提なしになんか地域計画を尊重しますということは、先の総括質疑でもちょっと質問いたしたわけですが、先にこれがくるというのは位置づけとして不正確ではないか、ということで、そういうふうに修正案を提案させていただきました。次に、第22条について、これも用語の定義で、2条の(2)で事業者等という団体のくくりをいたしました関係で、事業者の後に等を加える、いう形で条文の整理を図るということで、全体として、いわゆる市の進むべき方向ということと、それからこの条文を整理するというような点が主な狙いで、それからまちづくりに関して、やや突出したというのかね、地域内分権、それは一定の方向として認めるわけですが、それがあらゆるものの先に優先するような印象を受けるということ、これを避けるために、整理を図るという提案になってますので、ぜひ御覧いただきまして、賛同いただきますようお願いいたしまして、提案いたします。

委員長 なお、質疑の順序は初めに原案から行い、次に修正案の質疑を行うことといたします。それではまず初めに、議案第54号の質疑を行います。

問(4) まず第2条の4項に、用語の定義でございますけども、参画というのがございます。政策、施策、事業等の立案から、実施及び評価にいたる各段階において、市民が主体的に参加し、意思形成に関わることをいいます、という定義がなされておりました、これを受けて第4条の第1項、参画の原則とい

うところがございますけれども、ここには議会及び行政は、市民参画の機会を保障し、市民の意思を反映した市政運営を行います、とうたっております。ここで議会が保障する参画機会というのが、どのようなイメージで言うておられるのか、議会自体に市民参画というのがなされるというイメージというのが、ちょっとわかりにくかったものですから、それをこの分科会の中で出た意見でもいいですし、さまざまところで議論された中身を少し聞かせていただければなと思います。

答（地域政策） 議会が保障する参画機会とはどのようなイメージかという御質問でしたが、ここで言うております議会が参画するということは、議会として特別のことをするというのではなくて、行政がしているのと同じように、例えばパブリックコメントですとか、それから地域での説明会というようなことがイメージされております。議員提案でみんなでまちをきれいにしよう条例をつくられた時に、市政クラブの方が例えば町内会ですとかまちづくり協議会で説明会を行われた、そのようなことをイメージしております。

問（４） 議会、行政が同等に頭にうたってあるんで、どうしても市民をもっと取り込んでという具体的なイメージにどうしても見えてしまうところがあったんで、質問をさせていただきました。そういう部分ではよくわかりましたのでありがとうございます。続いて、第6条ですけども、これも非常に特徴的な部分であると思いますが、子どものまちづくりに参加する権利、総括でも若干あったと思いますけども、子どものまちづくりってということに対しての条項、これを独立条項として入れた理由、経緯も含めて、もう一度お聞かせいただきたいと思います。

答（地域政策） 実は市民会議で最も関心の高かったことの一つが、子供に関する事項でした。それでこの条文で一条立てまして、次代のまちづくりを担う子供を大切にするという高浜市の姿勢を表すということで、ここに一条立てております。

問（４） 確かに私もオブザーバーで出席をさせていただいて、子供さんに対する意見というのは非常に多かったというイメージがございます。高浜らしさという部分も含めてですね、非常にいいのかなという気がいたします。続きま

して、第14条ですけれども、住民投票でございます。これは別に条例で定めてあるにもかかわらず、あえてこのまた自治基本条例の中で条文として取り上げているというその理由をお聞かせいただきたいと思います。

答（地域政策） 委員おっしゃいますように高浜市では平成12年に住民投票条例というものを制定しております。この自治基本条例が自治の仕組みのメニュー条例でもあるということで、住民自治の仕組みとして重要であるということで、あえてここで住民投票のことをうたわせていただいております。

問（4） この14条の中で、確かに高浜市住民投票条例の条文では、議会もしくは市長の発議によりというふうにあるんですけれども、これは法制的な問題で、こういう文言でいいのか悪いのかということだと思いますけれども、特別な条例が今あるから、こういう条文でなきゃいけないのかなということなのか、単純な質問なんですけれども、それがわかればお聞かせいただきたいと思いますけど。

答（地域政策） ここでは特別に意味を持たせているわけではなくて、条文があるということでこういう記述がしてあります。

問（4） それでは最後にしますけれども、17条です。まちづくり協議会、これもまた非常に特徴のある条文で、条項になるんですけれども、このまちづくり協議会のこの条項の第3項に、必要な事項は別に条例で定めますというふうにうたってあるんですけれども、第17条第1項には、小学校区ごとに一つを限り、まちづくり協議会を設置することができる、というふうに非常に細かい部分でまず踏み込んでおって、なおかつ一番最後には別に条例で定めるというような書き方がしてあるんですが、ここの部分もちよっとどうしてこのような形になったのか、経緯の部分、理由も含めてお聞かせいただければと思います。

答（地域政策） 高浜市でまちづくり協議会を検討する、そもそものところになるんですけれども、小学校区にしたというのが、例えば歩いていける距離であるですとか、それから同年というつながりがある。事業をする時にある程度のスケールメリットがあるというようなことが検討されて、それで実績も踏まえて、小学校区ということに決まってきたという経緯があります。そういうことで、ここに小学校区につき一つだよということであらうなことをうたわせていただきました。

問（４） その辺の経緯は十分に理解をしておるつもりなんですけども、別に条例で定める部分とまちづくり協議会のあり方という部分が、別立てになってますよね、この条文の中で。それに対してのところというのはなんか話というのはあったんでしょうか。

答（地域政策） やはり小学校区にまちづくり協議会が一つ以上できると混乱することにもなりますし、一つつくるというのは基本であるということで、最低限ここでは条件としてうたわせていただいて、細かい内容、規約を定めるんだよとか、透明性を担保するんだよということについては、また別の条例でというふうに考えております。

問（４） 確かにおっしゃるように、今までの経緯からいって、まち協を小学校単位に一つというのは、別立ての項で完全に示しておくということも、これは市民に対する混乱を招かないということで、非常にいいことかなと思います。別に条例で定める部分に関しては、またさまざまな方々の御意見を聞いて、しっかりとまたやっていただければなと思います。

問（１７） 第６条について、お伺いいたします。子どもは、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利があります。こういうふううたわれておりますけども、これは具体的にはどのような参加を想定されておるのか、ということがまず一つお願いいたします。

答（地域政策） 子供の参加につきましては、実際に小学校区単位でつくっています地域計画ですとか、現在策定を進めている第６次高浜市総合計画の中で、子供たちに対するアンケートを行っておりますし、ここでの参画というのは子供たちの意見を聞くというようなことをイメージしております。

問（１７） 市民のほうから、意見といたしまして、行政としては例えば子供の参画に関して、このような受け皿とかまたは仕組みをつくってほしいというような意見がもし出ておりましたら、お聞かせお願いいたします。

答（地域政策） 市民会議の意見としましては、大人から子供まで、それぞれがまちづくりに役割を持てる仕組みをつくらうですとか、子供たちの成長、自立を助ける大人が多いといいなとか、子供に関する意見は数多く出ました。

問（１７） 具体的には何か、一つか二つありましたら。具体的な事項として。

答（地域政策） 具体的には、小学校、中学生も地域防災の担い手として位置づけ、防災訓練を一緒に行うという取り組みをしたらどうかとか、そういう具体的な意見もございます。

問（８） いろいろ質疑は進んでおりますけども、私のほうからも３点ばかりお聞きしたいと思いますけど、先ほど北川議員のほうから質問がありました１７条のまちづくり協議会というところの、やはり３項のまちづくり協議会に関する必要な事項は別に条例で定めるということで、これは既に五つのまちづくり協議会が活動されておりました、規約もつくられて活動してみえるんですけども、このほかに必要な事項というのはおおむねどんな内容というイメージで、条例がつくられようとしているのかお聞きしたいと思います。

答（地域政策） まちづくり協議会は別で定める条例の内容としましては、今やっておみえになるまちづくり協議会の内容がベースになります。ですので、例えば議決の仕方ですとか、委員選出の仕方、部会、理事会の形、会計の透明性の確保、このようなことがうたわれていくんだらうなと考えておりますが、いずれもこれから検討ということになります。

問（８） それというのは、どういう場面で検討されていくのか、いわゆる行政側が検討していくのか、市民を交えてやっていくというのか、その辺について。

答（地域政策） まちづくり協議会、地域の代表の方を含めて、当然検討していくことになります。

問（８） ４条のところですね、情報の共有の原則と２０条にも情報共有のことが載っておりますけども、やはりこの共有というこれは市民会議とかあるいは審議会でも中川先生が共有の重要さということを強調されておりましたですけども、いわゆる情報公開とは別の共有という概念といいますかね、あるいは具体的などんな内容のことを共有して進めていこうとしているのか、共有の概念、あるいは具体的な例があればそれをお聞かせいただきたいと思ひます。

答（地域政策） 自治基本条例の中では、市民の方に主体的にかかわってくださいよということであらうわけなんですけれども、それには情報なくして参画なし、という言葉もありますけれども、適切な時期に必要な情報が提供

されるということが、必要不可欠となってくるというふうに考えております。ですので、これまでも行政のほうとしては、市政の情報の提供とか公開に努めてきたわけなんですけれども、ここで情報共有がうたわれたということは、さらに厳しくそれらが求められてくるということになるかと思えます。具体的な情報の手段としましては、広報誌等の充実ですとかパブリックコメント、それから住民説明会、会議、会議録の公開、アンケート調査などが今まで以上に求められてくるということになると思えます。

問（８） ２１条のところに、議会及び行政は総合的、計画的に市政を運営するために、総合計画を策定します、とありますけれども、この策定に関して議会がどうかかわっていくのかって言うところですね、今回第６次の場合は、議会は直接かかわっていなかったと思えます。強いて言えば、案が出された時に審議させて決定する場面はあると思えますけど、策定そのものはかかわってなかったと思えます。また議長が審議会の委員として、当時の説明では当て職とという言葉が使われて、参加しておりましたけれども、その辺の議会が策定に関してどのような場面で、どういふかかわり方で策定にかかわっていくのか、その辺のことをお聞かせいただきたいと思えます。

答（地域政策主幹） 議会の総合計画策定にかかわるかかわりでございますけれども、高浜市のまちづくりの設計図ということで第６次総合計画をつくっておりますけれども、この設計図を市民、議会、行政が共有しながら、それぞれ役割分担、例えば基本計画、御議決いただくというのも策定の一環でありますし、そのような議論を通じて、みんなで力を合わせて進めていくというようなことで、議会さんのかかわりとはそういうことを意識しております。

問（８） 確認ですけど、提案された案について審査していくことが、議会のかかわりの重要なところという、そこまでを策定作業であるということによろしいですかね。

答（地域政策主幹） 団体意思として、総合計画の基本計画までを議決いただくということも含めて、策定ということで表現しております。

問（１２） それではまず議案第５４号、いわゆる自治基本条例を高浜市が制定しようということで、当初から一定の目標を持って提案まで至ったというこ

とで、いわゆる高浜市が今後どうしていこうかという市政運営の上で、この自治基本条例は大変大きな役割を果たすと思うんですけど、これを当初から制定する目的とそれからここに至った経過の中で、今後この高浜市をどういう方向に持っていこうというこの決意というのかね、市長の思いがこの中にかなり入っておると思いますので、自治基本条例、もう一回原点に立ち返って、この制定する目的それから今後の高浜の展望、端的に今の気持ちというのかね、ぜひこれ市民にもメッセージ出す必要があると思いますので、市長から考えを聞きたいということであります。

答（市長） 一つは、私どもはかねてから協働ということを市民の方をお願いをして、お願いといいますか、協働していくんだというふうなメッセージを出し続けております。そういう中で、これからの市政運営に関しては、まちづくりに関しては、そういう視点は欠かせないんだということであるにもかかわらず、いわゆる自治法上でそういった記述というのはいないんですよ。こういうところをきちんと補完をしなきゃいけないし、私どもは学区ごとにきちんとまちづくり協議会というのもつくってまいりました。そういった部分も、どこかで条例で担保していく必要があるだろうと。加えて、総合計画をつくる時期になったわけですが、総合計画に関しても、総合計画に基づいて行政を運営するのかどうかということも、実は規定がはずれるかもしれないというような状況もありました。こういう中で、議会と同歩調になったわけですが、基本計画まで議決するんだよというようなお考えが議会のほうも出ておる。そういういろいろな社会情勢に合わせて、やはりこの時期に自治基本条例、先ほど申し上げたような高浜市の一番大事に、これからまちづくりをしていく上で一番大事にしていかなきゃいけない部分をきちんと難しい言葉ではなくて、伝えていく必要がある、つくっていく必要があるというのが私どもの思いでございます。

問（12） 協働の、進めていくということはこの条例の中にもかなりね、位置づけられているということをおもうわけですが、最近こうした自治基本条例等の条例制定の際には、協働という文字が各所に出てくるということで、それについては、あまりそれが強調されて、結局市民にある程度協働という言葉が、強制につながっていくとね、非常に危険なわけで、そういう点を節度を持って

やっぱりこれは見ていかなきゃいかんじゃないかということを感じながら、修正案も出させていただいたわけですが、この基本条例はここでは高浜市の最高規範ということで、ずっと合併が推進された中で、小さな高浜ということで今後どうなるなどという市民もさまざまな、今でも大きな市に合併したらというような声もないわけではないわけで、そういう中で市がこれからも持続して生き続けるまちとして、やっていくんだという、ある程度決意を示す内容になっておると思うんですけど、その辺の思いというのは小さなまちでも頑張っていくという指針を示す方向ということで、示されているんじゃないかと思うんですけど、そういった点では気持ちというのか、あれば一度答弁いただきたいと思います。

答（市長） 自治基本条例というのは、自分たちの今のまちを自分たちでつくり上げていく。行政、議会、市民が一緒になってつくっていくということなんで、いわゆるその中に協力できるところは周辺の市町村ともやるけど、その合併という概念は当然この中には私は入ってくるものではないと思ってますけど。

問（12） そういう中で、自治体の最高規範ということですので、その点では自治基本条例、まちづくり条例等全国でもいろいろつくられておるという中で、言ってみれば高浜のよって立つ立ち位置というのかね、それと目指す方向というものは、やっぱりある程度概念として位置づけるべきではないかというのが、私どもの考えなんです。そういう点では、憲法や地方自治法の関係、先の総括では当然の前提だからという趣旨ではずしたみたいに聞いて、受け止めたんですけど、私はあえてはずさずにそれは位置づけるべきではないかということをおもうわけですが、その辺についてここで高浜の議案54号がそういった点を憲法や地方自治法との関連について、一言明確にしたほうがよりすっきりするんじゃないかということをおもうわけですが、それについて今回位置づけられてないのはどういった理由なのか、一度答弁お願いします。

答（地域協働部） 日本国憲法等の引用、挿入、どうしてしなかったのかというような御質問でございますが、総括の時もお答えを申し上げましたけれども、この自治基本条例というのはまさに市民とともに一緒につくり上げてきたということで、今の市民が一体何を求め、何を目的に内容とするのかというところ

が一番大切なところでありまして、その市民の意見等を反映したものであるということのほか、それ以上はないもんというふうに私ども思っております。したがって、皆さんが何を目的に、これからどうしようとしていくのか、原則いわゆる参画、情報の共有等とありますけれども、これを一緒になってやっていく、その思いがこの内容になっておるということをお理解をいただきたいと思っております。

問（12） 私ども、今の高浜がここにこうやって存在しておるのは、やはり第二次世界大戦で大変な被害を受けて、それから立ち直る方向を示した平和憲法、そして地方自治法もそこで基本的に憲法を受けてつくられたという中で、今日まで経ってるわけですね、65年も経過していると。ということで、今後の進む方向という点では、やはりそういった点は位置づけるべきではなかったかということをお感じのわけですか。市民の皆さんの声を大いに尊重してと、その気持ちは大いにわかるわけですがね、そういう点ではほかの自治基本条例もいろいろ見させてもらって、全部が位置づけられてるということは必ずしも言えませんが、やはり高浜の、突然高浜がここにおるんじゃないわけで、そういう点では国との関係でという点も、概念としてやっぱり位置づけておくというのが、より自治基本条例の位置づけを引き上げる上でも必要ではなかったかということをお感じのわけですか。それから目的のところ、いわゆる市民の定義、2条ですね、用語の定義ですね、ここで市民に団体を市民とするというのが、相当概念として無理があるんじゃないかということで、これは私どもがいろいろ調べたほかの自治基本条例、まちづくり、そういうものでも団体と個人を全部セットで市民というのは、私は承知してないんですけど、そういうのはどのような検討でこういうふうにしたのかという、あえてそれを一緒にしなきゃいかん理由もよくわからないわけですが、それについての見解を、提案理由を説明願いたいと思っております。

答（地域政策主幹） 先ほどの事業者を市民に入れたということをごさいますけれども、私ども192の条例を調べさせていただきました。この条例のうち、事業所の規定があるのが113、そのうち市民の中に入っているのが89ということで、実に79%が市民の中に事業者が入っていたということをごさいます

す。先ほど、市民会議の中でどのような議論があったかということをごさいますけれども、やはり一緒になって、事業者を特別と扱うんじゃないで、一緒になってかかわっている人がまちづくりを行うということ、表現したいといひますか、そのようなことから特別に事業者というのを抜き出す必要性はないという考え方から、この案となっております。

問（１２） いわゆる団体と個人というのを一緒に市民というふうに扱うこと自身がね、これはかなり無理があるじゃないかというのは変わらないわけですが、この条例の第２条の（１）については、いわゆる人全てが高浜市と関係を持つ人全てが、いわゆる市民としてくくられているわけですね。ですから、事業者を別にするという事は、事業所を排除するという考えでは全くない。定義として、明確にしておいたほうが、あと条例の次の８条の関連でも、そのほうが矛盾がないんじゃないかというのは、第８条で事業者は自らも地域社会の一員であることを自覚して、市民、議会及び行政と協力して、地域の課題解決に向けた取り組みに努めます、ということで、この条例でいくと事業者は市民だから、市民が市民及びというようなことで、ここが例えば事業者という項目が（２）で修正案のように位置づけられておれば、これがすんなり入っていくわけで、そういう点ではこの条例の（１）で、市民の中に事業者の個人というのは、全てそこの中に入るわけですからね。いわゆる条例上、あえて団体を含むということ、ここにわざわざうたわなくても、位置づけは明確に全て市民として扱われると、個人としてね、いうことでそうすべきであったじゃないかと。そういう点では、全国にあるさまざまな条例、そのくくりでいわゆる市民の定義されて、こういった高浜のような定義をしているのがあったのかどうか、参考までにつかんでおれば、説明願いたいと思います。

答（地域政策主幹） 先ほどの１９２のうち、高浜と同じように規定されているのが８９ということですので、先ほど申しましたように規定がある、事業者の規定がある中で、高浜と同等のものが７９％、ほとんどこういう取り扱いとなっておるということをごさいます。

問（１２） 私はここをあえて区別するべきだという意見の一つには、団体がこの市民として存在するということになりますと、一個人個人で対等、平等と

いう関係ですが、例えば事業者で巨大な団体がそこに市民として入ってくると、やっぱり運営上その力の影響というのはかなり受けるんじゃないかという点で、やっぱり市民、できるだけ対等の立場でという点でいけば、やっぱりそこは団体は別の位置づけにするというのが市民としての扱いの上ではバランスがとれておるんじゃないかという点で、ここ定義をきちっとすべきではないかということをおっしゃっていただいております。それについては、そのことによる市民の扱いということで、バランスを欠くんじゃないかという懸念があるわけですが、それについてどのように考えてますか。

答（地域政策） 懸念についてなんですけども、第7条で市民の役割と責務の中のところで、市民はまちづくりに参画するに当たっては、公共の視点を持ち、自らの発言に責任を持つものとします、という規定があります。ですので、例えば自らの利益を優先するような発言というのは、この規定によりまして利益誘導的な発言というのは抑制されることになる、というふうに考えております。そういう発言が出ますと、例えば会議でしたらその会議体の中で、健全な議論がされていけば、そういう利益誘導というような意見は淘汰されていくというふうに考えております。

問（12） 次に、地域内分権の関係ですが、いわゆる18条の関係で、修正案でもちょっと出した内容にもなりますが、いわゆる地域のことは地域でということ、それを尊重ということがこの大前提になるようなとらえ方がされる文言になっておるということで、ここについて矛盾が出る可能性があるんじゃないかということをお非常に懸念して、私のほうは修正案も出ささせていただいておりますが、その点についてはどのように考えておるのかお答えください。

答（地域政策主幹） 地域のことは地域の市民が自ら考えるということでございまして、やはり主権者である市民から全てを発すると。ですから個人でできることを行政がすることもない、できないことは地域で、地域でできないことは行政が行うという、やはり補完性の原則というのが大前提にありますのでよろしくお願いたします。

問（12） これまちづくり協議会でその地域のことについて、そこを中心にやられることをどんどんやっていくという趣旨だと思うんですけど、これ河村

市政の名古屋で地域委員会というのが、いわゆる任意の投票、公選というのかね、ある程度、そういうことで組織して、今実験がされておるようではありますが、いわゆる将来のまちづくり協議会、そういうものについては、ああいった名古屋のような進め方というのは考えておるのかどうか、またどのように名古屋の取り組みについて評価しているのか、当局の見解をお願いします。

答（地域協働部） 今のお話というのはむしろ逆でございまして、私どものほうがこれまでいろいろ取り組んできたその内容が、今、脈々このまちづくり協議会のほうにつながっておるということでございまして、名古屋市さんはむしろ高浜の今のまち協がどういうふうになり立ってきておるのか、そして今後どうしようとしておるのかというところを、実は情報収集をされておるという状況でございまして、私どもは、私どもと皆さん、市民と一緒に今後展開を考えていくものであると認識をいたしております。

問（12） 名古屋の場合には、いわゆる選挙というのはね、手法をとってやっておるわけですね。それはちょっと高浜の取り組みとは違うと思うんですけど、それについてはどういうふうに当局としては評価しているのか、名古屋の取り組みについて。

答（地域協働部） 今、名古屋市さんについてはいろいろ話題になっておりました、そのまた一つの話題でもあろうかというふうに思いますので、私のほうからコメントは差し控えさせていただきたいと思います。

問（3） 総括等で質問があった内容とラップする部分があるかなと思いますけども、地域内分権をさらに進めるためには、自治基本条例の制定が今後の課題だと言われていたのが、大森先生の講演会で2年ぐらい前になるのかなと思いますけども、そんな中で地域でやれることは地域でという部分も各小学校区でまちづくり協議会がつくられ、活動が進んでおるところですけども、私のところもそういう活動が進んできて、自分たちでやれることはやらないかんわなど、そんなような思いが定着してきているのかな、しつつあるのかなと、そんなふうに思っておるところですけども、そういった部分でこの自治基本条例をつくって、総合計画、高浜市未来を描く市民会議を立ち上げて、総合計画につなげていくという中での活動だったのかなと思っておりますけども、大変

たくさんの人たちの熱い思いがこの自治基本条例を策定する中でもあったと思いますけども、そういった思いが込められた自治基本条例だと思いますが、高浜市らしさというところは、どういうところにあると考えられておられるのか、一つお聞きしたいなと思います。

答（地域政策） 委員おっしゃいますように、高浜市ではまちづくり協議会の活動というものを5年以上にわたって実績を積み上げてきた、そういう中で大森先生のまちづくり講演会の中でのお話ですとか、そういうことで立ち上がってきたということがございますので、高浜市の特色としましては、地域内分権の推進ですとか、まちづくり協議会をうたったことですとか、それから先ほども申し上げましたが、子どものまちづくりに参加する権利、そしてもう一つ関心の高かったことといたしましては危機管理、そしてあえて付け加えるなら総合計画があるというふうに考えております。

問（3） 自治基本条例の中で、住民投票だとかそういうところも入ってますけども、そういった部分というのはよその自治体なんかではあるんですかね。私は子どもだとかまちづくり協議会だとかというところは、確かに高浜らしさだと思いますけども、住民投票条例というのも一つ高浜らしいのかなと、そんなふうに思っておりますが、どうですかね。

答（地域政策） 高浜市においては、既に条例があるということで住民自治の大切な柱ということで、ここに入っておるわけですが、全国的にはどれくらいというのはつかんでおりません。

問（15） ここで一つお聞きしておきたいんですが、このまちづくりの条例と従来高浜がずっとやってきております、町内会及び公民館活動との関連ですね、この辺がちょっと私自身もちょっと関連がしてないんですが、どのように考えておりますか。まずその辺をお聞きしたいと思います。

答（地域政策主幹） 町内会さんとか公民館さんの活動ということでいきますと、第19条のところでは市民の皆さんがいろいろなまちづくりに参加されるということで、それに対して行政は市民の方々が活動しやすいような必要な支援と協力を行っていくと。具体的にはちょっとここには記載はございませんけれども、そのように支援と協力を行っていくということで書かさせていただいて

おります。

問（15）　そこでですね、従来公民館はちゃんと公民館法で公民館という規定がされております。このまちづくりは各地方の団体で条例をつくります。そこで公民館の活動がどのように将来やっていくのか、町内会活動及びまちづくりの協議会との関連ですね、及び連携をどのようにやっていくかというところがはっきりしてこないんですが、どのように考えてますかね。

答（地域協働部）　まちづくり協議会を構成する、お集まりいただく面々というのは、今おっしゃられる町内会あるいは公民館の方たち、PTAとかいろいろな方が一緒になって協議をしていくというようなことで、それぞれ今、公民館法というようなことがありましたけれども、まさにこういう人たちが集まってまちづくりにとってそれぞれの団体が、どういうふうに関係していくのか、どういうふうに進めていくのかというところをですね、みんなで一緒に検討していくということで、そもそも一つの団体では、なかなか活動自体も大きくできないところもあります。その一小学校区でさらに展開を進めていこうということでのそれぞれの団体ということになりますので、ここら辺もそれぞれの、高浜は小さいまちでございますが、それぞれ特色を持った小学校区での取り組み、これが今から私ども一緒になって取り組んでいきたいなということで、今、何があるかと言われればですね、それを明確にちょっとお答えはできませんけど、今からみんなで取り組んでいくということで御理解をいただきたいと思います。

問（15）　私はまちづくりを問題にしてるんじゃないかと、将来従来ある公民館活動も継続していくと思うんですよ。このまちづくりも今からきちんとでき上がってくると思うんですが、その辺の一回住み分けをどこでどのようにやってくるかというところ、この住み分けを一度はっきりさせておいたほうがいいんじゃないかと思えますし、例えばそれからもう一つ防犯の関係でいいますと、町内会そのものが防犯活動もやっております。今度まちづくり協議会も防犯のパトロールもやっております。だからお互いに二重、三重でやるのもいいかもしれませんが、その辺のところを一回、行政としてもある程度形づけておかないと、やる当人は私は町内の町民ですので、あっちもこっちもというふうで、体一つしかありませんので、その辺はどのように考えているのか、お願いした

いと思います。

答（後藤副市長） ただいまのいろいろ御指摘をいただきましたけども、このまちづくりをされる団体というのは、非常に広範囲に渡っております。今、おっしゃられるような公民館あるいは町内会あるいはP T Aあるいは地域婦人連絡協議会の方々、本当に草の根の活動をされるN P Oさんまで含めて、いろいろな団体がいろいろな場面、いろいろな機会をもってそういう活動をされておみえになります。その方々は、自発的に興された団体もあれば、あるいはただいま御指摘のありましたように、公民館のように法律等によって規定されて、設置をされる、あるいはそれに基づいて活動される団体もあります。それはそれぞれの団体はそれぞれの目的がございますので、その目的に沿った活動は引き続き今後もさらに活発に活動されていかれる。その目的を達成するための最善の努力をされていかれると思います。それについてはそれぞれの高浜市の行政としても、それぞれの部署が確実にその活動を支援、協力をしていくということになります。一方で、まちづくりという大きな概念、くくりになりますと、それぞれの個々の団体がその目的だけを達成するだけでは、必ずしも十分な効果が得られにくいとするならば、当然隣の団体と手を結ぶ。御存知のとおり、公民館活動も実際に公民館まつりやなんかを行いますと、その地域の町内会であったり、あるいはP T Aであったり、こども会であったり、あるいは地婦連であったり、そういったいろいろな方々のお力、民生委員の方々も御協力をされてます。そういったいろいろな方々の御協力に基づいて、そういう一つのイベントを構成されます。そういった意味でそういったことをもう一つ大きな広い範囲で小学校区の単位で見えていく、それがまちづくり協議会ではないかなというふうに考えてます。したがって、ただいま防災だったり、防犯だったり、それぞれの活動がそれぞれの目的に応じた活動をされますが、それは地域を越えて、その範囲を越えて、もっと効率的にやろうとした場合には、一步それを踏み越えて、全体で協力をしながらやるということで、より効率的で効果の上がる活動につながると、このように考えておりますので、今後もそういった住み分けというのは今後もされていくと考えております。

問（15） それからですね、この条例の中で一つどうしても気になっておる

のものが一つございます。これが例の役員の件なんでございますが、これどこかに見たんですが、どうも役員はないんです。問題は、この辺の役員が経常化してくるとですね、町内会は各1年とか2年で交代していらっしゃいます。まちづくり協議会はこのまま何年でもやっておるといようなことが出てきますと、弊害がでてきますが、どうですか、その辺は。条例の中にその役員の項目が一つも入っていないんじゃないのかなというところが疑問になるので、お聞きしておると。

答（地域政策） まちづくり協議会について細かいことはまた別に条例で定めるということもうたっておりますので、それは地域で考えていただくことにもなりますし、また条例の中での検討になるかと思えます。

問（15） ですから、役員もですね、できるだけ何年かで区切らないと弊害が出てくるということで思っておりますので、よろしくね。ですから、公民館の活動とですね、このまちづくり協議会の活動とが競合しないようにこの辺はいつてやらないとわからない面もあります。

問（12） 地域内分権推進の第16条の関係で行政と地域のことは地域でといういわゆる市民との関係でこの地域のことは地域にということ行政の責任が曖昧にされることを非常にこれ懸念するわけですが、その点についてはどのように考えておるのか。それをお答えください。

答（市長） この条文をですね、つくられた、私どもがこうしてほしいということをお願いしてつくったわけではございませんので、地域のことは地域でというのは、この条文をつくられた方、そしてこれはパブリックコメントにもかけましたし、市民会議の中でも皆さんにも御意見をうかがう中で、これはまさに市民の方の御意思、決意だというふうに私は思っております。

問（12） そういう市民の思いは非常によくわかるわけですが、そういう中で市としてはその地域のことにたいしてそういう自主性を尊重してどうかかわっていくかという点では、どのような立場でいるのかということでもあります。

答（地域協働部） 総括の時にも申し上げましたけれども、いわゆるまちづくりの特派員、そういうところがタッチをしまして担保をしていくというのが典

型例ということでございまして、私も補完性の原則を言っておりますのは、行政のほうの後から云々ということではない。ちゃんとした責任をですね、行政のほうを持つ前提での自助、共助、公助、これがあるということをごひとも御理解いただきたいと思えます。

問（８） 先ほど、ちょっとお聞き漏らしたと言いますか、ことがあるんですけど、この条例がここで策定、制定されるということは、１８年から始まっている構造改革、前市長のときからですけども、いわゆる構造改革の中の３本の柱の、住民力の強化とか職員力の強化、財政力の強化を取り組んでこられて、そしてこの５つの協議会ができて、そしてこの条例の制定というふうに、そういう流れの中で一つの必然性としてこの条例の制定があるのかなというふうに私は理解しているんですけど、この条例がなかったとしたら、これからの高浜市はどうなってしまうのか、あるいは全国的に１割強の条例を制定しているまちがありますけども、そういう条例制定を持たないまちがこれからの日本の社会の中でどうなっていくのか、なんというか、そういうある種、あるとないとでは相当違うような気がするんですけど、その辺はどのようにとらえてみえるのかお聞きしたいと思えます。

答（地域協働部） 自治基本条例を制定をしているところというのは、何も私どもが先発隊ということでもありません。で、ただ、この自治基本条例、再三申し上げておりますように市民、議会、それから行政と一緒にですねこういうふうに立ち上げる、それこそが要は、強い自治体といいますか、そういう意味を持ち、また今後、方向性を示していく、その道標そのものだというふうに思っておりますので、持たないところはその逆であろうというふうに思っています。

休憩 午前 11 時 03 分

再開 午前 11 時 13 分

委員長 次に修正案の質疑を行います。

問（４） まず、前文の部分で先ほどの提案説明ですか、の中で、方向とか位

置づけとかっていうことのためにですね、日本国憲法に定める地方自治の本旨を実現するためにという文言を入れると、入れたほうがいいんじゃないかとううお話がございましたけども、この地方自治の本旨というのは、そもそも何のことを言っておるんでしょうか。

答（１２） 地域自主権、地域のことは地域でという、そういう分権の考え方というものがもとにあるし、日本国憲法の平和、それから人権尊重とかね、そういった趣旨が地方自治法で定められておると。位置づけられておると。民主主義をきちっと守っていくということが大きな柱になっていると思いますが、そういう趣旨を踏まえてということをごここで言っておるわけです。

問（４） 今、地方自治の本旨というのは、いろいろと見てみますと、憲法の第９２条とか地方自治法の第１条なんかで用いられてはおると思いますが、どこにも定義というのはされていないんですよ。ですから今、１２番委員が言われた部分というのは、あくまで、イメージの部分、全体的なイメージの部分で言われていると思うんですけども、今回この高浜市の制定しようとしておる、自治基本条例というのは、市民の方々が本当に一から手づくりで積み上げてきたという経緯がある部分とそれから、その中で最も強く意識してきたのは、誰にでもわかりやすいものというところをつくってきておるといふうにうかがっております。特に前文を設けたというのもその大きな理由の一つではないかというふうに思いますので、前文もすべて読んでいくとですね、今言われるところの地方自治の本旨というのは十分に反映をされておるし、それから非常にそれがわかりやすく噛み砕いてあるんじゃないかなという気がいたしますし、なおかつ、今言った方向とか位置づけでいうのであれば、持続可能な自立した基礎自治体高浜市の確立を目指すということを明確にうたっているところも踏まえてですね、この原案のままで十分だというふうに思いますけども、その辺のところをどのように考えますか。

答（１２） 私どもがその修正案出さしていただいた理由というのか、理由というのか、その中にはいわゆる高浜の立ち位置ということをご先ほども言ったわけですが、この憲法の目指す民主主義、それから基本的人権、平和などの日本

の進むべき道というのを憲法で示している。そしてそれを踏まえて地方自治法で地方の運営についての規定がされておるというものに、きちっとのっとして具体的には、例えばいつまでも住み続けたい高浜というようなね、そういう前提のもとに進めていくという具体的な内容については、市民の皆さんの意見でつくられた内容を大いに尊重すべきだと思うんですね。という関連を位置づけたほうが、いわゆる最高規範ということでもありますので、じゃあ、その最高規範、何によって成り立っているんだということを明快に示すという点でその点は位置づけたほうがふさわしいのではないかという趣旨ですので、その点はぜひとも御理解と御支持をお願いしたいということでもあります。

問（４） 今言われる部分というのは、当然踏まえてつくられておるところであると思いますので、反対に先ほど言ったように、わかりやすく、どの市民の方にも受け入れやすくというところを考えるとですね、あえてその文言を入れて、なんというんですか、堅苦しいというんですか、そんなようなイメージにするよりは、例えばこれ最高規範だから、法律に違反してもいいよって書いてあるわけじゃないわけですよ。確実に日本のなりわいの部分、憲法だとかそういうなりわいの部分っていうのは踏まえた中でつくられているというのは当たり前前の話でありますんで、あえてそこをもう一回立ち返ってこの中に入れ込むということが果たして本当にわかりやすくなるのか、そしてこの条例自体が受け入れやすくなるのかということ考えたときに、やはり皆さん方に高浜にはこの自治基本条例というのがあるからというところをしっかりと受け止めていただくためにも、原案で進めていくべきだというふうに考えますけどどうでしょうか。

答（１２） 先ほども繰り返しになりますが、高浜市がよって立つ、よりどころという点をこの明確にする、それから憲法や地方自治法を守るのは当たり前のことだということをいってしまいますとね、さまざまところの規定についても、じゃあ、それが前提だということで必要なことがどんどん省かれてしまう、そういう危険性があるわけで、そういう点では、少なくとも今後、高浜は何に基づいてこの条例をつくっているんだという点ではやっぱり今の平和憲法

を守っていくと、さらには地方自治法の趣旨を踏まえるというような点はね、少なくとも高浜の進むべき方向というのをしっかりと明確にすると、旗印を明確にするということが最高規範の場合にはやっぱり必要ではないかと、例えば船で、どちらに行くのかということについては、それは決まっておるから当たり前だといっても、市民にとってはそれは示されていなければわからないわけで、そういう点では高浜はこういうよりどこかで運営を進めていくと。そのために具体的に言うと、市民の思いであるいつまでも住み続けたいというようなことを持続可能な自立した基礎自治体としてその前提を踏まえて、頑張っていきますというのか、目指しますということにしたほうが、むしろ市民の皆さんにも方向、位置づけがわかりやすい、明確だと、明確にすべきではないかということでの提案ですので御理解をお願いしたいと思います。

問（４） 今、１２番委員が言われた部分というのは、すべてここに書いてあるんですよ、わかりやすく。あえてその部分になぜそれを入れる必要があるのかというのが、全く理解できないんですけども、特によりどころだとかそういうことを言われますけども、市民の方々がですね、日本国憲法に定める地方自治の本旨をっていう部分を聞いて、これが方向づけなんだとか、これが高浜が目指す姿なんだとかいうことがわかりますかね。私はこの今現状ね、この原案の中に書いてある文言で十分に理解ができると思いますし、このことが踏まえられているというふうに私はしっかりわかると思いますけども、その辺のところというのが、今言われる提案理由の中で言われる方向づけだとか、それから、よりどころだとかっていうところに対してはですね、全く理解ができないんですけども、そのこのところをもう少しわかるように説明いただけませんか。

答（１２） 今、言われて、すべてその書いてあるといいますが、あえて言えば、書いてないのが、憲法や地方自治法を踏まえてということが書いてないわけですね。そういう点では、よって立つべき基本という点をこのはっきりさせて、その上で具体的にはと。例えば、高浜は日本国憲法に定める地方自治法の趣旨を踏まえて進めていきますというだけではね、これは何にも具体的になっ

ていないわけだからその上で具体的に言いますと、さまざまな市民の皆さんの意見で出された、まとめられた文言になってますね、そういうものを具体的にこの指標として目指して取り組んでいくとその場合の前提条件をやっぱり一定の必要最小限のことについては明確にすることがこの最高規範、そういう面では、前文をここ設けているわけですから、姿勢を明確にするという点は必要ではないかということを行っているわけです。

問（４） 先ほどいいましたように、この地方自治の本旨というのはどこにも定義がうたわれているわけではないものですから、それを入れることによってわかりやすいとか、方向づけがしっかりできるとかっていうことでは全く私のレベルではですね、理解ができないということをおっしゃっていただきます。それから、分科会の中でもですね、いろいろと議事録ですとかお話をうかがいますと、必要最低限、要は原則として法令で決まっているものに関しては、原則この自治基本条例の中には、うたう必要がないんじゃないかという意見もあったということもうかがっております。というのは、やはり先ほどいったように、大体法令が入るとですね、括弧書きで、例えば、地方自治法第何条第何項によるとかっていうことが必ず入ってきて、非常に硬い文章になってしまったり、一般の方々が見て、非常に見にくいというのと、ちょっと語弊があるかもしれませんが、理解のしにくいようなものになってしまう可能性があるのかということもお話をうかがっております。そういったところも含めてですね、今、言われた、多分、思いは12番議員も同じだと思いますので、そのところはですね、市民方々がせっかく積み上げてきて、よりわかりやすくという前文をつくられたことをですね、十分に御理解をいただいてですね、原案のほうに何とか、原案どおりというところで進めていただけないかなということをおっしゃっていただきまして、質問を終わります。

答（１２） 私どもも、だからいわゆる自治基本条例ですから、細かいことを言いだすときりがないという趣旨はよくわかるんですよ。で、だからこそ、よって立つ一番の大もとについて前文で明確に位置づけてすべてを、例えば具体的に言うと、さまざまな条文についてはどうかということ、やっぱり憲法や

地方自治法に立ち返ってね、確認できるという点で、この最初にそのところを本旨を踏まえてということを入れることによってこの条例が一層ね、光り輝くということで提案させていただいておりますので、ぜひとも賛同をいただきたいということでもあります。

問（８） 私は２条のほうで修正が出されております、市民のところですね。修正案にはいわゆる個人といいますか、個人市民とそれから、事業者というふうに分けられておるわけですが、これは特に私は分ける必要はないんじゃないかと。と言いますのは、いわゆる事業者あるいは団体も市民というこれはもともとは市民の方々が市民会議で積み上げられてきたことですので、そういう事業というか、市民意識という、そういう意味でとらえられているんじゃないかなと私は思うんですね。だからあえて分ける必要はない。ただ実際まちづくりっていうか、その役割の中では、違いがあるから８条のほうで分けて、とらえられたんじゃないかなというふうに思うんですけど、これ自体がですね、間違ったものではないと。間違ったものではないければ、これでいいんじゃないかという考え方ですけどね。案も間違っていないと思いますけども、この間違っていないものをあえて変える必要はないんだろうというふうに私は思うんですけど、その点はどうなんでしょうか。

答（１２） 先ほど提案理由でも説明させていただいたんですけど、実際の市民の定義の中で、いわゆる団体ですね、会社なんかが非常にわかりやすいと思いますが。そういうものも、個人もすべて市民の一くりにしますと、例えば先ほどの例でも引用しましたが、大会社の代表と、社というと、会社が来てなんか言うわけではなくて、その代表者というのか、それから派遣される人が会社という看板を持ってね、その市民として参加するというのが、この一個人との関係でバランスを欠くというのかね。それは運営上でもさまざまな弊害が起きる危険性があるということもありまして、事業者等については団体として明確に位置づけ、個人については、例えば大会社の社長でも市内に住んでいなくても、これはここでちゃんと１の中で、私どもの修正案でも市内で活動を行う者というもので、すべて参加できるわけですから、そのほうが、この市民

の位置づけを明確にして、いわゆる市民が対等平等でというのか、そういうふさわしい市民会議等も同じですが、ということで、実際に今行われていた市民会議というのもそういう形で、市民の皆さんが参加しているわけですね。会社代表ということじゃなしに、会社の社長さんもみえるかもしれませんが、それは、一個人で市内に住んでなくても、市内の事業所で活動して見える方ということで、実際の市民会議の運営もそうであったように、やっぱりそこは、明確に区別してね、扱うというのか、見たほうがすっきりするのではないかということでこうした提案をさせていただいておりますので、ぜひとも御理解いただきたいと思います。

問（８） つまるところ、事業者が自らの利益を優先する可能性があるから分けたほうが良いというような趣旨だったような気がするんですけど、それは先ほどの当局との質疑の応答の中でも答えられておりますし、私は、民主社会の中でね、特定の企業がそういう自分の利益を誘導的なことをすれば、当然、それに対する反論もでてくるだろうし、調整されていくと思う。だからそれは特に心配する必要はないと思いますけど。

答（１２） 私どもは、今、例えで出されたような、さまざまなことというのは、全く懸念がないわけじゃないですよ。そういうことが起こってはいかなんということもありまして、いわゆる会社の代表という人が、いわゆる者という事業者と、事業所だね。そういうところが団体が代表というところになりますとやっぱり対等、平等といってもその違いというのは社会的にいうと通念上、実際に大きな力を持っておるということは、よく経験しておるところだね。そういう点では、言ってみれば、看板を背負って、私は、織機の代表ですと、例えば例を挙げますとね、ある会社の代表ですというような形で参加するということは、それ自身が運営上でもさまざまな弊害をきたす懸念があるという点で、やっぱり団体と個人は区別して、やっぱりきちっと市民は位置づけるべきではないかと。しかし、事業者を排除しているのではないということは、市民の中に定義でそこで活動する人、すべてが市民とすると、個人としてという点を明確に位置づけていますので、そういう点では、すべての市民が参加できる内容

で全くそういう点では、何の弊害もないという点で、そういった提案をさせていただいておりますのでよろしくお願いします。

問（３） 私は、第１６条の地域内分権の推進のところ、ポイントとなるところの文言が省かれておるわけですが、やっぱり入れてわかりにくくなる場合と、入っていることでわかりやすくなる文言というのがあると思いますけども、この１６条の場合ですと、削ったことによって何をどうしたらいいのかなというのがよくわからなくなっていっちゃうのかなと。そういった部分で、分科会、１５回ほどやっていく中でこういった文言になったのかなと、市民の熱い思いがこういうところにでているのかなと、そんなふうに思います。そういった部分で、その返ってわかりにくくなると思うんですが、その辺はどうなんですかね。

答（１２） この修正した内容でもね、十分、市民の皆さんの思いというのは入っておると思うんですけど、私はその中で特に修正で削るという提案をしているところは、地域のことは、地域の市民が自ら考え、実行するための施策を講じるとともにということ、そこがあまり強調されるあまり、いわゆる行政の、先ほど補完性の原則とかさまざまなこと、フォローするというような、先ほど質問の中で答弁はありましたけど、やっぱり行政のこの責任が曖昧になってしまうという点を大変懸念する、そういう点ではこの条文、相当思いが入っているわけですが、原案のほうは、それ自身が、やや突出してというのか、地域の皆さんに、すべてよってかかるようなね、印象を受けるということも含めて、地域の自主性、主体性を尊重したということ、きわめて明快にそこを位置づけると、そこで大いに地域の皆さんの自主性を引き出すことが十分できるという内容ではないかと。で、先ほど協働という言葉も市長のほうからもありましたけど、そういう協働はやっぱり市民のほうから大いに協働という形で出てくる、それについては大いに結構で、それを醸し出すようなね、さまざまな取り組みということは大いに結構かと思いますが、それがあまりに強調されて市民に協働という言葉が、プレッシャーになってはまずいんじゃないかという点でその点を懸念して、このややそういう点では、控えめにそれをきっちり

抑えるということで、修正案をださせていただきました。

問（3） もっともらしく聞こえますけど、どっちへ船が行くのかなと、どうせよというのかなというところがね、私にはありますね。地域のことは地域の自分たちが考えて、やっていったほうが早いし、やりやすいんじゃないかっていうようなことはね、100%定着しているかといわれると、先ほどもちょっといいましたけども、定着しつつあるという部分なのかなと。人間は横着者でやらなくて済むことなら、やらないで済まそうという部分も多々見受けられますけども、それではいかんだろうというようなところが、今、地域の活動の中にはあります。そういった部分がこの前文、もとの文章の中には入っていると思うんですよね。それが分科会の市民の皆さん方の熱い思いがこういうところにあると思いますし、それが実際に地域で活動している人たちがやってきた思いなのかなと、そんなふうに思います。で、私としては、そういう文言はあって、そのことを進めていく、そういうことをやっぱり実際に活動を進めてきた中の実感というのか体感というのか、そんなのがもとの文章のほうには入っているのかなと、そんなふうに思います。で、補完し合いながらという言葉ですけども、当然、自分たちがやれるレベルのことというのは、限られてくるというのか、そういったときには、行政の方々に相談するなりして一緒にやれる部分は一緒にやるだし、それが特派員を通じてというような、まちづくり協議会の活動だと考えておりますけども、そういった部分では、やっぱり、入れるべきところは入れておいたほうが親切というよりか、必要だという部分でこの文言をつくられた多くの市民の熱意を大切にしたいなと、そんなふうに思います。

問（15） 私は18条でですね、原案のとおりですね、表現でいいかなというふうに思います。と言いますのは地域計画はですね、御案内のとおり、今お話が出ております、まち協とですね、特派員さんで地域計画策定委員会というものをつくって、その中で、行政とそれと市民とが情報を共有して策定をされるものだというふうに考えておりますんで、地域計画はですね、すべてが行政でやる計画ではないということをございます。市民と行政が連携をしていく

という基本姿勢、こういうものの結果で地域計画策定委員会、地域計画策定委員会がつくってくるものが地域計画だというふうに理解をしておりますので、尊重するという表現でいいかなというふうに思います。で、また総合計画でありますけども、総合計画の中にもですね、第6次の今度の基本構想の案でございますが、この中でも地域展望という項目の中で市政運営にあたっては、地域計画を地域の思いとして、尊重するとうたってありますので、この原案のとおりで結構かというふうに思います。

答（12） 私どもがここで原案で懸念した内容というのは、さまざまな例えば、総合計画つくるときにも市民も参加してということで、言ってみれば、コントロールできているから、そういうことは起こらないんだというような前提での答弁もあったわけですが、いわゆる条例としていきますとやっぱり一定のこれも地域計画を含めて、上に立つ、例えば第6次総合計画だったり、市の基本的な計画というのがもとにあるわけですから、計画ということでここ、地域計画を位置づけるのであれば、そういった整合性からいっても、もとによって立つ、その総合計画というものの関連を位置づけることがより誤解を防ぐことができるのではないかと。例で矛盾した結論が出た場合ということでいったけど、先ほどの質問では、そういうことはないんだというような形での問題提起があったわけですが、やはりそれは十分起こりうるわけで、そういったことがされておること自身も総合計画を前提に位置づけた形で、例えば市の職員の皆さんが参加するという場合には、そういう形でコントロールしておるといいのか、発言するということは、まさにいわゆる総合計画との整合性がそこでチェックされて、計画がつくられるという内容にすべきではないかということで、こういう言葉を入れさせていただいたと。思いとしては、地域の皆さんの思いを尊重するということは、もちろん前提にあるわけですがね。最低限そこは、整合性を図るという1項は、実際の計画つくるときにもすでにやられているのではないかと、いう点も含めてここを提案をさせていただいております。

問（17） ちょっと前文にまた戻りたいと思いますけども、一つの文章というのは、やっぱり流れがあると思います。これ流れが。で、先ほどですね、い

ろんな日本国憲法とかまた自治本旨が、しっかり表現するためということで、こういった修正案出されたわけでありまして、第1行目にですね、今言いました、自治の本来の姿に立ち返る、ここにもうはっきり目的があります。したがって、この言葉の中に日本国憲法とかずっと自治の本旨を実現するためというわかりやすい言葉です。先ほど、北川委員が言われましたように。ここにもう全部これは集約されると思います。したがってですね、また、あとにですね、また同じような言葉をですね、そこでこのまちづくりに、下から5行目にですね、また同じような表現を付け加えるということは、この文の流れをですね、これはちょっと乱してしまうんじゃないかと思います。これは。そういったことで、ここにやっぱり入れるとちょっとせっかくつくった文自体が、なんかちょっと死んでしまうという。それからもう一点ですね、言いたいのは、日本国憲法に定める地方自治の本旨を実現するために、何か今回のまちづくりの条例をつくったというふうにとめると、非常に皆さんがやってもらったことを消極的、受動的な感が受けます。これは。そういったことで、やっぱり本当は今回の自治基本条例というのは、皆さんが本当にもう自分たちの、心といますか、自分たちの思いが本当にこの自治基本条例にあるんだというね、そういったことをやっぱり受け取ってもらうためにも、このような表現、追加された表現というのは、僕はいらなと思います。これは。そういった点、どうですか。

答（12） 議案の前文にある、この私たちのまち、高浜市は自治の本来の姿に立ち返りという言葉で、すべていっているのではないかという意見であります。これはかなり抽象的でね、そういう点では、最小限、この大もとに、それでは何に基づいて本来の姿に立ち返りということなのかね、そういう点ではよって立つ、よりどころになる大もとはどこによるのかという点が、それだけでは不明確であるという点では、やっぱり私どもの修正案では、そこでというところに入れております。それが文章を乱すというような意見もありましたが、これはかなり主観的な考え方であってね、これについてはここでなければ絶対ならんということはないですが、もっとここならふさわしいという提案

があるなら、それについては大いに耳を傾ける用意はありますので、提案がございましたらぜひ指摘していただきたい。

意（１７） したがって、僕としてはいらないということです。はっきり言って、ここに入れるということは。

意（１５） 私は、この原案どおりですね、これでいいと思います。

（２）議案第５５号 高浜市議会の議決すべき事件を定める条例の一部改正について

問（８） この定住自立圏形成の協定の締結を議決すべき事件に定める条例の中に組み入れるという背景といいますか、法律的な背景があって、組み入れることになったのかということをお聞きしたいと思います。

答（地域政策主幹） これは総務省から定住自立圏構想推進要綱というものが出ておまして、その中で９６条の２項に定める議決を経ることという規定がございますので、これにのっとってお願いしているところでございます。

問（８） それで総括の時にも質疑があったかもしれませんが、私聞き漏らしたかもしれませんので、申し訳ないですけど、これから確か４月に刈谷市が中心市宣言をされたと思うんですけど、それ以降今日に至るまで協議もされていると思いますし、これから具体的な締結の内容が提案されてくると思いますけど、日程的、いつのころに具体的な案が議会に出されるのか、お聞きしたいと思います。

答（地域政策主幹） 本年４月に行われました刈谷市さんの中心市宣言を受けまして、その後協議を行ってきておるわけでございますけども、今後につきましてはこの議案上程後可決されましたならば、来年の３月議会に定住自立圏形成協定の締結の議案というのをお出ししたいと思っております。その後、平成２３年度に定住自立圏形成協定に定めた取り組みの内容の具体的な実施内容やスケジュールなどを示した定住自立圏共生ビジョンというのを策定してまいりたいと、このように順次、連携、協力していきたいと考えております。

問（１２） 今回、刈谷市との協定ということではありますが、もう一度協定を結ぶ当市のメリットというのかね、目的、それから締結に伴い高浜市はどのよ

うな義務と負担が発生するのかということ、それから刈谷市との協定の対象となる自治体の動向をつかんでおいたらそれについてもお答えください。

答（地域政策主幹） まず最初に狙いということでございますけれども、本市は財政基盤もしっかりしておりまして、自立した経営が可能でございます。中心市に頼らなければならないという状況にはございませんけれども、住民の皆さんの日常生活圏というのはやはり行政区域を越えております。そこで住民生活において、密接な関係を持つ刈谷市さんと連携することによって、さらなる機能の向上や機能の連携などを通して、市民の安心感や利便性の向上を図ってまいりたいということでございます。2点目でございますけれども、義務と負担ということでございますけれども、協議していく中で、事業、まだ決まっておりますが、今後事業が決まった中で、相応の負担をしていかなければならないのではないのかなということでございますので、現時点ではまだ義務と負担というのが明確に決まっているわけではございません。3点目でございますけれども、他市さんの動向という、具体的に言いますと、東浦町さんと知立市さんだと思っておりますけれども、現在協議を重ねておるのは、一緒に会議を開催しておるといった状況でございます。

問（12） これから例えば締結した後、義務と負担とかいうものが具体化するということではありますが、これは協議という場合には、いわゆる中心市が具体的な計画等を立てて、それに対して参加するところがそれに協定に応じるかどうかという形で、主と従の関係があるように思うわけですが、それについては高浜市からきちっとこうしてほしいというような具体的な決議にあたっての意見、権利がちゃんと保証されるのかどうか、それについてはどうですか。

答（地域政策主幹） 来年度以降共生ビジョンつくってまいりますけれども、基本的には刈谷市さんが中心になってつくるわけでございますけれども、明確に周辺市町村ともしっかり協議をしてつくってくださいよということでございます。最後のところは予算の御議決をいただくということになりますので、計画は中心市である刈谷市さんを中心に進めますけれども、しっかりこちらとしても協議できるところだけ乗っていくという方向でございますので、よろしくお願いいたします。

問（１２） 知立と東浦も一緒に参加しておるといことではありますが、それぞれ態度はそれぞれの自治体で決めると思いますけど、今のところそれに締結の方向でそれぞれの自治体が参加しておるのかどうか、把握していますか。

答（地域政策主幹） 会議をしていく中のことだけになりますけれども、基本的に総じて前向きな反応であるのかなという程度で、我々はやらないつもりだということは聞いておらないという状況でございますので、よろしくお願いたします。

問（１２） 先ほど答弁の中で、この締結結ぼうとする中で、財政的にも締結を結ばんとなんともならんという自治体ではないという高浜の認識なんですね。しかし、市民の皆さんの声や刈谷市に結びつきが強いということで、締結の方向ということではありますが、そういう点では市民の皆さん、広域行政のこれは推進に当たると思うんですけど、市として主体的にこういうこととこういうことを特に刈谷市と協力してやっていきたいという高浜の側からの具体的な考えというのは、今の段階で持ち合わせているのかどうか、それについてもお願いたします。

答（地域政策主幹） 具体的にということでございますけれども、やはりスケールメリットをとれるものとかある程度結びつき、連携をすることによって、さらなる市民サービスの向上につながるものとか、ちょっとまだ具体的ではございませんけれども、そのような単独の市ではなかなかできないんだけれども、連携することによって、さらなる利便性の向上が図れるものについてということでございますので、よろしくお願いたします。

問（１２） これまでも例えば広域連合だとかね、一部事務組合などさまざまな形で取り組んできているんですね。今回定住自立圏に基づくこういう締結というものをこの結ばなきゃならん理由というのが、よく理解できないわけですけど、それに加えて今回そういう形でまた新しい手法が出てきたということについて、参加しようとする意図というのか、なぜ今までのものとどう違うのかという点ではどのように考えているんですか。

答（地域政策主幹） これまでのということでございますけれども、広域連合、一部事務組合などこれまでやってきておりますけれども、それとの大きな違い

といいますのは、やはり柔軟な手続きによってやれるところから一対一で推進していけると。これまででいきますと、やはり五市で連携しておりますと、五市が全員納得した上で進めるという非常に温度差がある部分もありましたので、進められないことも、一対一で柔軟に進めれると。また撤退の時に關しても、撤退は一定のルールに基づいて撤退できますので、弾力性があるということが、これまでの広域連携との違いであるというふうに考えております。

休憩 午前 11時54分

再開 午後 0時58分

(3) 議案第56号 平成22年度高浜市一般会計補正予算(第3回)

問(8) 46、47のところに基金の繰入金9,495万7,000円というのがありますけど、これの主な支出先というんですかね、事業をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

答(財務評価) 今回の財政調整基金繰入金の補正でございますが、今回の補正予算の結果、財源不足が生じたため増額をするということでございます。

問(8) 全体的なことだから一概に言えないかもしれないですけど、足りなかった分の主な事業先あるいは新たな事業があると思いますけど、それはどういふところになるのか、支出のほうを見ればわかるかもしれませんが、一応その辺のところをお尋ねしたいと思っておるんですけども。尋ね方がまずかったですかね。同じページにありますけど、放課後児童健全育成事業費補助金というのが216万1,000円というふうにあります。そして歳出のほうにも、放課後児童健全育成事業ということで59万5,000円ということがありますけども、歳入と歳出が同じ事業の名前であって違いますが、この辺はどのようにしておるんでしょうか。

答(こども育成) 歳入の放課後児童健全育成事業の補助金の内容でございますけども、これは児童センター全般を運営いたします事業に対して、県のほうから補助金が入るものでございますが、この度施設基準の単価が変わりましたので、具体的には20人から35人の施設については、150万余が180万、

36人から45人の施設については、240万が300万という形で上がりました。それで全体で上がっておりますので、今回の歳入の補正をするものです。一方、歳出でございますけども、これは民間でやっております、ひこうきぐも児童クラブ、こちらのほうにつきましては、県の補助金の基準額を委託料とするという形になっておりますので、県の補助金の基準額が変わったことによって、契約上、清心会に対する児童クラブの委託料が変わったというものです。一方、市でやっておりますものにつきましては、シルバーへの委託等々でやっておりますので、現在の形でやれるということで歳入がふえただけで歳出のほうは変わってないという形でございますので、よろしく願いいたします。

問（8） わかりました。もう一つ、67ページのところに生涯学習機会提供費の中の生涯学習施設管理運営事業で4,483万5,000円という、いわゆる改修工事の費用が見込まれておりますけども、これは今までも公民館、あるいは改修をやってこられましたけども、これはどんな内容かということと、一連の改修の中でこれが最後になるのか、まだ随時大きな改修がされる予定があるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

答（文化スポーツ） ただいまの補正の内容等につきましては、今回の御案内のとおり、中央公民館といいますのは昭和55年に建設して以来30年を経過しておるということで、経年劣化のほうはかなり進んでございます。今回補正で計上させていただきましたのは、照明施設等の改修工事のほうを行う予定でございます。もう一つ、今後ですね、これまで平成19年、20年と改修工事のほう行ってまいりましたけども、あと冷却塔の取りかえというのが、まだホールのほうでは残っています。それとあと音響設備のほうでも若干不具合とか経年劣化もありますので、そういったのが計画では残ってございます。

問（8） 照明設備というのは、中央公民館と書いてありますが、各施設の照明器具を全部変えるとかいう、そういった内容なんでしょうか。もう一つは、今の照明では機能しないという意味なのか。

答（文化スポーツ） 今回の照明設備につきましては、ホールのほうの舞台のほうの照明設備でございます。こちらのほう現在も使える状態にはあるんですけども、経年劣化等もございますので、今回補正計上をさせていただいて、

改修をするという内容でございます。

問（１７） ５７ページの一番上にありますけども、聴覚障害者用情報受信装置助成事業でありますけど、この装置の内容についてちょっとお尋ねいたします。

答（地域福祉） 今回の聴覚障害者用の情報受信装置についてですが、これは視覚障害者の方の情報受信ということで、テレビに取り付けをしまして、映像が見れないもんですから、音声によるそういう情報が流れてくる、そういった装置になっております。すいません、失礼しました。聴覚ですので、聞こえない部分を画像に文字情報として表示をして、それが確認できるようになっておる装置になります。

問（１７） これは何件ぐらい予定をしております、この補助件数というのは。

答（地域福祉） 実はこの機械につきましては、アイドラゴンという名称で既に４名の方に給付をさせていただいております、それは今回地デジ対応のこの受信装置に変更させていただくということで、４名を予定しております。

問（１２） ５５ページのいきいき広場維持管理事業で、消耗品６３６万３，０００円と庁用器具３６４万９，０００円というものの主な内容を説明願います。

答（地域福祉） 先の総括質疑のほうでもお答えをさせていただきましたとおり、今回４月に向けての必要最低限な事務用機器ということで、計上をさせていただいておりますが、まず消耗品のほうに関しましては、５万円未満の事務用機器ということで、主に会議机ですとかミーティング用の椅子、これが主なものになってます。それからおもちゃと絵本の夢ランドのほうで予定をしております、おもちゃ等が消耗品の中にも含まれております。あと備品に関して、５万円以上のそういった事務機器ですとか、おもちゃ類がこちらのほうに主なものとして計上させていただいております。

問（１２） この関係については、９月議会でも予算計上して、その時にまちづくり広場、こどもサポート広場、健康ひろばのそれぞれの事業計画等についても説明があったわけですが、それから３カ月経過して、その当時からより具体化してというのかね、その内容があればその説明を求めます。

答（地域福祉） 3階のほうに予定をさせていただいております、地域福祉センター及びまちづくり研究センターにつきましては、先の一般質問におきましても市長のほうで答弁をさせていただきましたとおり、平成21年度から取り組んでおります、安心生活創造事業では高齢者や障がいのある方を地域で見守り、地域支え合っていく安心の仕組みづくりを高浜市社会福祉協議会のほうを中心に、市民の皆様と一緒に取り組んでいるところであります。この地域で見守り、地域で支え合っていく、安心の仕組みづくりをより効果的に実施をし、地域に広めていくためにはボランティア等による地域福祉活動の充実が必要となってくることは言うまでもないわけですが、そこでこうした地域福祉活動の取り組みや新たなインフォーマルサービスの創出などをしっかりとサポートしていくために、いきいき広場3階に整備をします、まちづくり広場の地域福祉センター及びまちづくり研究センターに応援をさせていただきます。具体的などころでは、今年の7月に毎年民生委員さんのほうにお願いをして実施をさせていただいております、独居高齢者の調査というのがあるわけですが、今回この調査の中で安心生活創造事業の取り組みを進めていく上で、少し聞き取りの調査をさせていただきました。その中で、例えば近所づきあいについてですとか、それから日常生活において困っていること、それからあったらいいなと思うサービス、こんなことについて1,086名の独居高齢者の方に対して聞き取り調査をして、791人の方から回答をいただいたわけです。そうした中で、地域とのつながりを持ってみえる方というのは、結構あるわけなんですけど、全くつきあいがいいという方も45名ですがありました。もう一つは日常生活において困ってみえるということで、わりと身近な部分で外出に対しての支援が必要だとか、買い物であるとか掃除、洗濯、調理、ごみ出し、こういったことで困っておみえになるというのがそういった現状のほうも今回の聞き取り調査の中で確認をさせていただくことができました。そういった方たちに対して、こういう必要なサービスをどういうふうに入れていくかというところが、安心生活創造事業の取り組みになってくるわけですが、そういったところで社会福祉協議会の地域福祉センターと日本福祉大学にお願いをして実施をするまちづくり研究センターにおいてサポートしていただき、一緒になってインフォ

一マルサービスを充実をさせ、インフォーマルサービスによって人と人とのつながり、支え合いというものを地域と一緒にやってつくり上げていく、それを応援をさせていただくという形で、準備を今、進めておるところです。

問（１２） 地域福祉センターの役割というのは、今の説明で理解できる面が多いわけですが、まちづくり研究センターのイメージが今一つ、まちづくり協議会等との関連を含めて、そこでどんなイメージで取り組むのかというのがちょっとわかりにくい面があるんですけど、その面では具体化してるものがあるのかどうか、それについても伺います。

答（地域福祉） 地域福祉センターのほうで、従来の社会福祉協議会のほうがいろんなインフォーマルサービスを提供させていただくわけですが、地域で上がってきたいろんな生活課題に対して、新たに必要となってくるインフォーマルサービスを新たにつくっていく必要があるわけですが、そのつくり方ですとか取り組み方法というのを、日本福祉大学の地域福祉ですとか福祉でのまちづくりに関してノウハウを持つ日本福祉大学のほうのサポートを受けながら、例えばまち協さんのほうに入っていくながらサポートをさせていただくですとか、そういうような取り組みをさせていただきたいと考えております。

問（１２） 今、ちょっといろいろ検討しておるようですが、なかなかその面ではまちづくり協議会等との関係、あそこにそれがなけりゃならないかどうかという面も含めて、理解しにくい面もあるもんだから、よりわかりやすいそういう点では必要性というものを明確に今後してもらいたいということを要望しておきます。

（４）議案第５９号 平成２２年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第２回）

質 疑 な し

（５）議案第６２号 平成２２年度高浜市一般会計補正予算（第４回）

問（１２） 今回、子宮頸がん等ワクチン接種を急遽予算化したという点では、大いに評価するものですが、この実施に当たってこの対象者に対する周知方法

と該当者はどのような手続きで接種が受けられるようにするのか、それについて手続き等明確になっていれば説明願います。

答（保健福祉） まず対象者への周知ですが、対象者に個別通知で御案内をしていく予定をしております。続きまして、手続きのほうなんですけど、実は明日県が市町村を全て集めて説明会を開催してまいります。その中で、具体的な説明もされると思いますので、そちらのほうを聞きながら進めてまいりたいと思います。

問（6） 先回ですね、この62号で資料をいただいておりますが、この子宮頸がんの中断のところ、参考資料の中で、接種対象者中学1年生13歳相当から高校1年生16歳相当の女子、3回接種とうたっておりますね。これがもう1枚いただいたやつの接種事業の表になっておるところ、対象年齢、例えば高1ですと、接種回数2回になってますね。この辺の違いというのはどうということなんでしょうか。

答（保健福祉） 子宮頸がんにつきましては、初回受けていただいて、1カ月目、6カ月目に受けることとなります。したがって、本年度予算は初回と1回目の2回を上げさせていただいております。

問（17） この前いただいた資料ですね、県ごとに基金の設置がされると書いてありますけども、これも既に愛知県には基金の設置はされておりますか。

答（保健福祉） 県のほうは明日説明会がありますので、その中で説明をされると思いますが、国のほうから県の基金の設置が遅れた場合であっても、国の事業として実施するというのを聞いております。

問（17） 今回、基金の期間が平成23年度末ということで、1年と少しですね、これ23年度が過ぎた後はどうなりますか、これは。

答（保健福祉） 私どものほうも23年度までは実施するという事でお聞きしておりますが、24年度以降についての具体的なお話は聞いておりません。

問（17） それからやっぱりこの説明資料の中で、被害救済に万全を期するため、助成対象事業には民間保険への加入等を要件とする、この説明をお願いします、このことに関しまして。

答（保健福祉） こちらのほうについては、総括の時にも御説明をさせていただ

いただきましたが、高浜市においては既に市長会の予防接種賠償補償保険のほうに加入しております、これをいわゆる民間保険とすることができるという話を聞いております。

(6) 陳情第14号 社会保障の施策拡充についての陳情

意(8) この陳情には反対の立場から意見を述べさせていただきます。陳情事項にあります、介護保険に関することですが、低所得者の方々の対応は第3期介護保険制度改革時におきまして、住民税の課税、非課税世帯での年金等の収入額が80万円以下の方の保険料率が引き下げが実施されておりますし、また現行の第4期の改正におきましても、同じように引き下げがされております。利用料につきましても、低所得者に対する施策は制度の枠組みの中で講じられてるところでありますし、また障がい者においても国では障害者自立支援法を廃止して、障害者総合福祉法、仮称でありますけども、制定に向けて障がいのある方々、あるいは関係者の方々の意見を聞きながら、今現在進められておるところでございます。また低所得者の障がいのある方に対する福祉サービスに対しても軽減措置が講じられているところでもありますので、またそして予防接種におきましても今定例会にも予算が組まれているところでございます。そんなようなことでこの陳情には反対するところがございます。あわせて、余談ではありますが、このように多くの陳情がなされておるわけですが、国においても地方においても厳しい財政の中で、それぞれの制度に真剣に取り組んでおられることです。一つ一つの陳情の切実なことはわかるんですけども、いわゆるこれを羅列するように、言い方が悪いかもしれないけど出されると、一つ一つのあれが失われていくという気がします。そんな思いがします。だからそういった観点から、この陳情に対していささかちょっと疑問をするところでもありますし、また多分この陳情書は各自治体に同じような形で出されているかと思うんですけども、やはりその各自治体それぞれの特質やら事情やらあるわけですので、本来自治体の事情も合わせて、踏みながら陳情されることが私は望ましい、そういうのが私としては共感の持てるところだと思いますけれども、この陳情に対してはそういった意味でもちょっと共感が持てないところで

ございます。余談ですけど、付け加えておきます。

意（17） 反対のほうの立場から説明させていただきますけども、今、説明といいましても、ほとんど今内藤委員のほうから全て言い尽くされましたので。ただ一点ですね、この大きい項目の2番目に子育て支援について、②で義務教育は無償の立場から、学校の給食費は無料にしてくださいとあります。今ね、おっしゃったように本当にこの財源の中に、この全国のやっぱり給食費を無料にすると、おそらく何千億という、おそらくまたこれ財源がかかると思います。そういった意味でとてもじゃないけど、それは今の時点ではこれは無理と思いますので、この陳情には反対いたします。

意（12） 私は陳情第14号について、賛成の立場から意見を述べます。安心できる介護保険制度にするために、低所得者に対する減免制度。高浜市は独自の減免制度が実施されてないわけですが、先ほど非課税世帯に対する保険料に先の4期ですか、介護保険の中では一定の改善がされたと言われてはいますが、いわゆる基準額が大幅に上昇しているということから、料率について若干の改善は見られるものの、本人負担という点では引き続き改善が求められる状況にあるということは間違いのないわけです。また義務教育についての無償の考えについて、これは憲法でもその精神が位置づけられているわけで、多くの先進諸国では完全無償というところが多くの国で実際にやられておると聞いておるわけで、その面では今、給食の材料費は本人負担というのが現在の到達点で、私は日本の義務教育を公的に保証できる状況へ持っていくというのは、大切な目標ではないかと。またこの陳情には、バリアフリーの高齢者用の住宅、公営での整備ということも実際に高浜でもこうした高齢者がバリアフリーになっていないことによって、安心して住める住居を確保できないという問題があるわけで、そういう点でもそれぞれ切実な内容であると思うんです。それから項目が非常に多岐に渡りという点で意見が先ほどありましたが、これはそれぞれ今日に明日全部すぐ実行できるということは私も思ってません。しかし、目指す方向という点では、それぞれ貴重な陳情ではないかと。そういう点で、こうしたことが実現できる自治体を目指すべきだという点で、この陳情に賛成いたします。

意（15） 私もこれは反対いたします。要望事項、陳情事項がたくさん並んでおりますから、あれもこれもとありすぎて、ところがどうも今水野さんの話じゃないけども、多岐に渡っておるから、ただ要望だけですかということですから、別にそう真剣にやらんでもいいじゃないですか。

（7）陳情第15号 保育制度改革に関する意見書提出を求める陳情

意（12） 現在、国において検討している新しい保育制度というものが、一つは保育を民間に任せれば民間にということ、保育をサービス産業化することを前提にした、それから措置から契約というような流れで直接契約を導入する制度改革というものになっておるといふ点が、非常に大きな問題だと思えますね。それからもう一つは幼保一元化や保育の面積基準などの最低基準などを地方で決めるというような項目が盛り込まれるなど、保育の最低基準すら脅かされる危険性があると、そういった改悪を許さないためにも憲法25条の理念に基づく今の保育制度というものは、最低限守っていくことが子育てをこれからきちっと保証していく大切なよりどころだといふ点で子育てに対する予算をふやすこと、それから幼保一元化を慎重な検討と。幼保一元化について、メリットなどが強調されている面がありますが、さまざまな弊害もありますから、その点では今、出ている幼保一元化という点での問題点というものも大いに掘り下げて、慎重な検討の上、方向を定めるということをお願いして、この陳情に賛成いたします。

意（4） 私はこの陳情に対して反対の立場で意見を言わせていただきます。本年6月に子ども・子育て新システム基本制度案要綱というのが策定されておりますが、その中身についてはまだまだ議論の最中であるということも聞いております。制度改革や財源の交付についてなど、評価できる点も多々あるんですけども、現在さまざまな有識者等が関係団体からの意見を聞きながら、検討しているというふう聞いております。具体的な内容が明確でないということで、陳情書が主張するように単に国の責任を地方に委ねることで、児童福祉法第24条に基づく、市町村の保育責任を大幅に後退させ、保育の地域格差につながるものとは断定できないことから保育制度改革に関する意見書提出を求め

る陳情には反対とさせていただきます。

意（１７） 本陳情には反対をさせていただきます。先ほども出ました幼保一元化については、これはやっぱり待機児童解消のためにも早急にやっぱり取り組んでいかなきゃならない事業とっておりますので、本陳情には反対をさせていただきます。

意（１５） 私もこれには反対をいたしておきます。

《採 決》

（１） 議案第５４号 高浜市自治基本条例の制定について

挙手少数により修正案否決

挙手多数により原案可決

（２） 議案第５５号 高浜市議会の議決すべき事件を定める条例の一部改正について

挙手多数により原案可決

（３） 議案第５６号 平成２２年度高浜市一般会計補正予算（第３回）

挙手多数により原案可決

（４） 議案第５９号 平成２２年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第２回）

挙手全員により原案可決

（５） 議案第６２号 平成２２年度高浜市一般会計補正予算（第４回）

挙手全員により原案可決

(6) 陳情第14号 社会保障の施策拡充についての陳情

挙手少数により不採択

(7) 陳情第15号 保育制度改革に関する意見書提出を求める陳情

挙手少数により不採択

委員長 以上をもって、当委員会に付託となりました全案件の審査を終了いたします。お諮りいたします。審査結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願ってよろしいでしょうか。

異 議 な し

委員長 御異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

市長挨拶

委員長挨拶

閉会 午後 1時32分

福祉文教委員会委員長

福祉文教委員会副委員長